１　要請内容

（１）ガイドラインに沿った感染防止策の徹底

国の基本的対処方針では、今後の持続的な対策を見据え、業種ごとに策定されるガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることとされております。

（２）イベント開催基準の遵守等

イベントの開催にあたっては、概ね３週間ごとに、段階的に規模要件を緩和することとしておりますので、開催にあたっては、適切な感染防止策を実施いただくとともに、基準を遵守してください。

【イベント開催の目安】

	６月１日～18 日	６月 19 日～７月９日	７月 10 日～31 日
屋内	**100 人以下かつ収容定員の半分程度以内**	**1000 人以下かつ収容定員の半分程度以内**	**5000 人以下かつ収容定員の半分程度以内**
屋外	**200 人以下かつ人との距離の確保**（できるだけ２m）	**1000 人以下かつ人との距離の確保**（できるだけ２m）	**5000 人以下かつ人との距離の確保**（できるだけ２m）
全国的･広域的な人の移動を伴うもの	**中止を含めて慎重な対応**		
プロスポーツ等	**中止を含めて慎重な対応**	**無観客開催**	（屋内・屋外と同様）

（注）上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合には参加者のみを計上することとし、明確に分かれていない場合には両者を合計した数としてください。

また、上記の人数に満たないイベントであっても、形態や場所によってリスクが異なることには十分にご留意いただくとともに、感染防止策の徹底をお願いします。

２　協力を依頼する事項

（１）５月 25 日に緊急事態措置が解除された５都道県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）との往来への慎重な対応

６月 18 日までの間においては、５月 25 日に緊急事態措置が解除された５都道県との間の往来については慎重に対応いただき、往来が必要な場合には、人ごみを避け、基本的な感染防止策を徹底するとともに、自らの健康観察を行ってください。

（２）参加者又は利用者名簿の作成による連絡先等の把握

国では、感染拡大防止の観点から、イベントの主催者や施設の管理者等が、参加者・利用者の名簿を作成し、連絡先等を把握することについて周知するよう求めています。

本取組について、別紙をご参考ください。